

○愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程

昭和36年12月26日告示第1051号

改正 平成29年3月28日告示第359号

(利子補給)

第1条 県は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける同条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）
- (2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金
- (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
- (4) 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金
- (5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの
- (6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金

2 前項各号に掲げる資金の利子補給率は、知事が別に定める。

(利子補給契約書)

第3条 利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によつて行なうものとする。

(利子補給の額)

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期

間における農業近代化資金につき、第2条第1項各号に掲げる資金ごとの融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）にそれぞれ当該資金の利子補給率を乗じて得た額の合計額とする。

（請求書の提出）

第5条 融資機関は、利子補給金の請求を行う場合は、前条に規定する各期間ごとに利子補給金請求書（別記様式）を作成し、当該期間満了後1月以内に知事に提出しなければならない。

（利子補給金の交付）

第6条 知事は、前条の請求書を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、利子補給金を交付するものとする。

（帳簿書類の備付け）

第7条 融資機関は、利子補給に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該利子補給が完了し、又は打ち切られた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

平成29年4月1日から施行する。